

【騒音の特定施設】

- ・「法律」= 騒音規制法に定める特定施設（騒音規制法施行令別表第一）
- ・「条例」= 宮城県公害防止条例に定める特定施設（公害防止条例施行規則別表第一第四号）

番号	法律	条例	施設の種類	規模又は能力	
1			金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上
				ロ 製管機械	
				ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が3.75kW以上
				ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	
				ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上
				ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上
				ト 鍛造機	
				チ ワイヤフォーミングマシン	
				リ プラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)	
				ヌ タンブラー	
			ル 切断機 (といしを用いるものに限る)		
2			空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上	
3			土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上	
4			織機（原動機を用いるものに限る）		
5			建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上
				ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上
6			穀物用製粉機（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が7.5kW以上	
7			木材加工機械	イ ドラムパーカー	原動機の定格出力が2.25kW以上
				ロ チッパー	
				ハ 碎木機	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上
				ニ 帯のご盤	
				ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上				
8			抄紙機		
9			印刷機械（原動機を用いるものに限る）		
10			合成樹脂用射出成形機		
11			鋳造型機（ジョルト式のものに限る）		
12			ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（両施設と	出力が3.75kW以上	

		も、専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く)	
13		クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75kW以上
14		バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり15リットル以上
15		繊維工業の用に供する施設	(1) 動力打綿機 (2) 動力混打綿機 (3) 紡糸機
16		コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17		金属製品の製造の用に供する施設	(1) ニューマチックハンマー (2) 製てい機 (3) 製びょう機 (4) 打抜機 (5) 研削機
			電動機の定格出力が2.25kW以上
			電動機の定格出力が1.5kW以上
18		土石、鋳物又はガラスの加工の用に供する施設	(1) 切断機 (2) せん孔機 (3) 研磨機